

University Academic Repository

Consideration of Accounting for Business Combinations Application Possibility of Fresh-Start method

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Inoue, Yukitada メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/205

企業結合会計の一考察

(フレッシュ・スタート法の適用可能性)

Consideration of Accounting for Business Combinations
Application Possibility of Fresh-Start method

井 上 行 忠

Yukitada Inoue

<要 約>

わが国の企業結合会計は、諸外国との間に「持分プーリング法」の存廃や「のれんの消却・非償却」といった差異があり、またEUによる同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会（CESR）から補正措置を要求されている項目がある。すべての企業結合を会計処理する方法を考えた場合、いかなる場合に「パーチェス法」ではなく「フレッシュ・スタート法」を適用すべきかなど、解決すべき問題が非常に多く存在する。将来の基準化へ向けて、国際的調整に基づく国際的収斂を実現するために、理論的妥当性と実務的適用性の議論が必要となる。

<キーワード>

取得、持分の結合、パーチェス法、持分プーリング法、フレッシュ・スタート法（相互パーチェス法・公正価値プーリング法）、時価「公正価値」

1. はじめに

わが国では、近年、企業が外部環境の構造的な変化に対応するため企業結合を活発に行うようになり、企業組織再編成を支援するための法制の整備が進められた。しかし、会計基準の整備はやや立ち遅れており、現状では、「連結財務諸表原則」を除くと企業結合に適用すべき会計処理基準が明確ではなく、商法の規定の範囲で幅広い会計処理が可能になっていた。企業結合（business combination）に係る会計基準の設定は、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「企業結合基準意見書」と略す）によれば、わが国企業の資金調達活動の国際化が進展し、海外からの投資がより一般化するにつれ、わが国の会計基準を国際的水準に調和させる必要性が広く認識されるようになり、近年の商法改正、諸外国の会計処理基準の現状および動向、わが国の会計実務、財務諸表利用者のニーズ等を考慮しつつ、わが国の実態に適合し、その考え方が国際的に理解される企業結合会計の基準を設定する必要があるという認識に立つものであった（企業結合基準意見書、一・1・2）。

企業会計審議会は、国際的調和を重視する観点から、諸外国で行われていた企業結合会計の見直しに係る議論を適宜検討の対象に加えながらも、わが国の企業結合会計のあるべき姿についてさらに審議を進め、2003年10月31日に「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合基準」と略す）を公表し、2006年4月1日以後に開始する事業年度から実施した。

わが国の「企業結合基準」は、会計基準の国際的調和化および国際的収斂の観点から、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board—以下「IASB」と略す）の前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee—以下「IASC」と略す）が1998年7月に改訂・公表した「国際会計基準第22号（1998年改訂）企業結合」（International Accounting Standard 22 (revised 1998) Business Combinations—以下「IAS22（1998改訂）」と略す）と類似するものである。内容的には、時価会計の考え方を取り入れるなど、会計ルールの透明性を高めることで、企業会計の国際的な信頼性を高めることを重視したものである¹⁾。

企業結合とは、ある企業（会社および会社に準ずる事業体）またはある企業を構成する事業および他の企業または他の企業を構成する事業が一つの報告単位に統合されることをいう（企業結合基準、二・1）。また、企業結合は、ある企業が他の企業（被取得企業）または企業を構成する事実に対する支配を獲得して一つの報告単位となる「取得」、いずれの企業（または事業）の株主（または持分保有者）も他の企業（または事業）を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべてまたは事実上のすべてを統合して一つの報告単位となる「持分の結合」に分けられる（企業結合基準、二・4～5）。企業結合に係る会計基準において、取得と持分の結合の識別は、①企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であること。②結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が等しいこと。③議決権比率以外の支配関係を示す一定の事実が存在しないこと（企業結合基準、三・1）。①から③の要件をすべて満たすものは「持分の結合」と判定し、「持分プーリング法」が適用され、要件をすべて満たさない場合には、「取得」と判定し、「パーチェス法」が適用される。

わが国の企業結合会計は、諸外国との間に「持分プーリング法」の存廃や「のれんの消却・非償却」といった差異があり、またEUによる同等性評価に関連して欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators：CESR）から補正措置を提案されている項目がある。補正措置として最も重要な差異に適用される「補完計算書」の作成が要求されている。企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan—以下「ASBJ」と略す）では、2006年から適用されている会計基準について市場の評価をもとに基準改訂の可否を検討している²⁾。

本稿では、企業結合会計における会計処理法「持分プーリング法」、「パーチェス法」の特徴を指摘し、「フレッシュ・スタート法」の適用可能性について考察を行う。

2. 諸外国における企業結合会計基準の動向

1998年12月に「G4+1 勧告書」により、「企業結合の会計処理法に関する収斂達成のための勧告書」(Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations—以下「G4+1 勧告書」と略す)が公表された。

「G4+1 勧告書」とは、米国、英国、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定主体(5カ国)と「IASB」から構成される。この「G4+1 勧告書」は、各会計基準設定主体がとるべきアプローチを提案、勧告しようとするものであり、「持分プーリング法」、「パーチェス法」および「フレッシュ・スタート法」を検討している。最終的には、企業結合の会計処理法について持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に統一することが提案された。これは、すべての企業結合に適用可能な会計処理法はパーチェス法のみであり、パーチェス法から得られる会計情報は他の会計情報と比較可能であるほか、利害関係者にとっても理解が容易であるとされた³⁾。

米国は、2001年6月に財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board—以下「FASB」と略す)が公表した「財務会計基準書第141号 企業結合」(Statement of Financial Accounting Standards No.141 Business Combinations—以下「SFAS141」と略す)は、「G4+1 勧告書」に影響を受け、持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に一元化した⁴⁾。

IASBは、1981年9月に「公開草案第22号 企業結合の会計処理」(Exposure Draft 22 Accounting for Business Combinations—以下「E22」と略す)を公表し、企業結合の会計処理法として、持分プーリング法、パーチェス法および新規事業体法(new entity method)が提案された⁵⁾。また、1983年11月に「国際会計基準第22号 企業結合の会計処理」(International Accounting Standard 22 Accounting for Business Combinations—以下「IAS22」(1983)と略す)を公表し、パーチェス法を原則とし、持分の結合と判定された場合には、選択適用として持分プーリング法の適用を認めた。「E22」で提案された新規事業体法は排除された⁶⁾。また、1993年12月には、「国際会計基準第22号」(1993年改訂)企業結合(International Accounting Standard 22 (revised 1993) Business Combinations—以下「IAS22 (1993改訂)」と略す)が改称・公表された。「IAS22 (1993改訂)」では、持分の結合に関する詳細な規定が設けられ、「持分の結合」には持分プーリング法を適用し、「取得」には、パーチェス法が適用された⁷⁾。以後、1998年12月には、「国際会計基準第22号」(1998年改訂)企業結合(International Accounting Standard 22 (revised 1998) Business Combinations—以下「IAS22 (1998改訂)」と略す)が改称・公表された。わが国の企業結合は「IAS22 (1998改訂)」の影響を受けたものである。

2004年3月に「IASB」は、「国際財務報告基準第3号 企業結合」(International Financial Reporting Standard 3 Business Combinations—以下「IFRS3」と略す)を公表し、企業結合の会計基準を、米国の「SFAS141」に調整する形で「パーチェス法限定適用アプ

ローチ」に変更した⁸⁾。これは、「IAS22 (1998改訂)」に影響を受けて作成された、わが国の企業結合の会計基準が、2006年4月以後に実践化される前に、「IASB」自体が持分プーリング法を放棄したことである。「IFRS3」により変更された「IAS22 (1998改訂)」の会計処理法を踏襲するわが国の企業結合の会計基準は、国際的収斂の観点からは大幅に後退し、持分プーリング法の利用に伴う国際的比較可能性・信頼性の欠如は、国内外における財務諸表利用者の批判対照と考えられる⁹⁾。

3. 企業結合（会計処理法）における特徴・課題

(1) 持分プーリング法

企業結合に該当する会計処理法には、「取得」または「持分の結合」に該当するかにより会計処理法が異なる。「持分の結合」とは、いずれの企業（または事業）の株主（または持分所有者）も他の企業（または事業）を支配したとは認められず、結合後企業のリスクや便益を引続き相互に共有することを達成するため、それぞれの事業のすべてまたは事実上のすべてを統合して一つの報告単位となることをいう（企業結合基準、二・4～5）。「持分の結合」と判定された場合の会計処理法は、すべての結合当事企業の資産および負債はその帳簿価額で企業結合後も引継がれることになる。資本についても、すべての結合当事企業の資本金、資本剰余金および利益剰余金といった内訳が、自己株式の処理等を除き、原則として、そのまま引継がれる（企業結合基準意見書、4・(1)）。企業結合年度の連結財務諸表の作成に当たり、企業結合の時期にかかわらず企業結合年度の結合当事企業の収益と費用を合算してよいか、また、過年度の財務諸表を修正再表示するべきかという論点があった。諸外国の会計基準では、過去においても企業結合されていたかのように結合当事企業の過年度の財務諸表を合算して修正再表示する処理は、業績の比較可能性という観点から望ましいとされ採用されてきたものであった。しかし、わが国では、有価証券報告書における開示が一年を単位として独立しており、過年度の修正再表示の慣行がないこと等を考慮して、企業結合年度において、期首に企業結合が行われたとみなして連結財務諸表を作成する処理が行われている。（企業結合基準意見書、4・(2)）。

(説例1)

A社は、B社を吸収合併し、B社の株主に対し1:1の比率でA社は株式を1,000株交付した。この合併は「持分の結合」と判定され、持分プーリング法を採用する。A社株式の時価（公正価値）は、1株20千円である。

両者の財務内容は、以下のとおりである。

A社：諸資産の公正価値3,200千円 諸負債の公正価値1,800千円

資本剰余金の公正価値130千円

B社：諸資産の公正価値3,150千円 諸負債の公正価値1,600千円

資本剰余金の公正価値200千円

A社 B/S (企業結合前) 単位：千円

諸資産	3,000	諸負債	1,700
		資本金	1,000
		資本剰余金	100
		利益剰余金	200

B社 B/S (企業結合前) 単位：千円

諸資産	2,900	諸負債	1,500
		資本金	1,000
		資本剰余金	150
		利益剰余金	250

説例1の合併は、「持分の結合」と判定され「持分プーリング法」が適用される。「持分プーリング法」によって処理すると、企業結合仕訳は次のようになり、企業結合後の貸借対照表は下記に示すとおりになる。

(借) 諸資産	2,900	(貸) 諸負債	1,500
		資本金	1,000
		資本剰余金	150
		利益剰余金	250

A社 B/S (企業結合後) 単位：千円

諸資産	5,900	諸負債	3,200
		資本金	2,000
		資本剰余金	250
		利益剰余金	450

持分プーリング法では、買収対象企業の資産・負債の簿価を継承し、買収コストは認識さ

れないため、買い手企業の財務諸表に「のれん」は計上されない。この結果、買収対象企業の「利益」はそのまま買い手企業の財務諸表に取り込まれることになる¹⁰⁾。これは、持分プーリング法の下では、企業結合前に分配可能であった取得前利益は企業結合後にもそのまま引継がれるため、利益（剰余金）として分配可能利益として残ることを示す。従って、持分プーリング法を恣意的に適用すれば、利益の計上、それに伴う株価操作、安直な企業買収と即時売却のような不健全な経済活動が横行する危険性が高いと指摘されている¹¹⁾。また、わが国の「企業結合基準、三・1(1)、注解(3)」は、持分プーリング法を適用できる「持分の結合」の実質的基準である「議決権比率要件」(50:50)に対して、上下概ね5パーセントの幅を許容している。これは、持分プーリング法の適用を正当化するための許容範囲であるが、上下5パーセントには、理論的・実務的説得力はないといわれている¹²⁾。

わが国の企業結合会計が、持分プーリング法を適用した背景には、日本では従来のM&Aでは対等合併のビジネス慣行が存在しており、自社の株主へのプレミアムよりも合併比率1:1を重視する事例が多く、規模の拡大による経営の安定とマーケットシェアの拡大にもっぱら重点が置かれてきたと考えられる。

(2) パーチェス法

企業結合に該当する会計処理法において、「取得」と「持分の結合」は異なる経済的事態を有しており、いずれかの結合当事企業において持分の継続が断たれていると判断された場合は、資産および負債を時価で引継ぐ「パーチェス法」が適用され、すべての結合当事企業において持分が継続していると判断された場合には、資産および負債を帳簿価額で引継ぐ「持分プーリング法」が適用される。企業結合において「パーチェス法」と「持分プーリング法」は、異なる経済的事態を映し出すのに適した会計処理法であり、企業にとっての投資原価の回収計算（損益計算）の観点から優れていると考えられている（企業結合基準意見書、三・2・(1)）。

「パーチェス法」の会計処理の適用は、企業結合の多くは、実質的にはいずれかの結合当事企業による新規の投資と同じであり、交付する現金および株式等の投資額を取得価額として他の結合当事企業から受入れる純資産を評価することが、現行の一般的な会計処理と整合するからであり、「取得」に対しては、ある企業が他の企業の支配を獲得することとなるという経済的事態を重視したからである（企業結合基準意見書、三・1）。

(説例2)

A社は、C社を吸収合併し、C社の株主に対し1:1の比率でA社は株式を1,000株交付した。この合併は「取得」と判定され、「パーチェス法」を採用する。A社株式の時価（公正価値）は、1株20千円である。C社株主に交付したA社株式は、時価「1,000千円」

である。増加資本のうち50%を「資本金」とし、残りを「資本剰余金」とした。
 両者の財務内容は、以下のとおりである。

A社：諸資産の公正価値3,200千円 諸負債の公正価値1,800千円
 資本剰余金の公正価値130千円

C社：諸資産の公正価値1,700千円 諸負債の公正価値750千円
 資本剰余金の公正価値200千円

A社 B/S (企業結合前) 単位：千円

諸資産	3,000	諸負債	1,700
		資本金	1,000
		資本剰余金	100
		利益剰余金	200

B社 B/S (企業結合前) 単位：千円

諸資産	1,500	諸負債	700
		資本金	400
		資本剰余金	150
		利益剰余金	250

説例2の合併は、「取得」と判定され「パーチェス法」が適用される。「パーチェス法」によって処理すると、企業結合仕訳は次のようになり企業結合後の貸借対照表は下記に示すとおりになる。

(借) 諸資産	1,700	(貸) 諸負債	750
のれん	50	資本金	500
		資本剰余金	500

A社 B/S (企業結合後) 単位：千円

諸資産	4,700	諸負債	2,450
のれん	50	資本金	1,500
		資本剰余金	600
		利益剰余金	200

「パーチェス法」では、取得企業（A社）の資産および負債はその帳簿価額で企業結合後もそのまま引継がれるのに対して、被取得企業（C社）の資産および負債は時価に評価替えされる。従って、C社の資産および負債は企業結合日の独立企業間取引における公正価値（時価）で評価され、「のれん：50千円」が計上される。ただし、被取得企業の取得前利益（C社の利益剰余金：250千円）は、結合後企業の利益から除外される。

「取得」の場合には、取得企業の持分は継続しているが、被取得企業の持分はその継続を断たれたと見なされる。これは、企業の損益計算の観点からいえば、持分の継続が断たれてしまえば、そこで投資家はいったん投資を清算し、改めて当該資産および負債に対して投資を行い、それを取得企業に現物で出資したと考えられる。したがって、再投資額が結合後企業にとっての新たな投資原価（企業結合時点での資産および負債の時価）となり、投資原価を超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益となる（企業結合基準意見書、三・2・(1)）。

「パーチェス法」と「持分プーリング法」の共通点としては、存続会社（取得企業）は、企業結合において継続企業とされ、その資産・負債は帳簿価額で、企業結合後もそのまま引継がれる。これは、持分の継続（企業の継続性）があり、企業結合によって投資リスクなどは変化しても、個々の投資リターンは実現せず、それゆえ資本の額も不変であるとする考え方である。また、「フレッシュ・スタート法」においては、存続会社（取得企業）の資産・負債は「時価」で、企業結合後引継がれる点が、大きな特徴である¹³⁾。

「持分プーリング法」を「パーチェス法」と比較すると、経営者にとって魅力的なのは買収コストを認識せずにすむ点である。これは、「パーチェス法」の下では、買い手企業の買収後の財務諸表には「のれん」が計上される。「のれん」は償却される限りにおいて、買い手企業の買収後の利益の圧縮要因になる。しかし、「持分プーリング法」では、買収コストは認識されないため、買い手企業の財務諸表に「のれん」は計上されない。買収対象企業の利益はそのまま買い手企業の財務諸表に計上されることになる。したがって、経営者にとって「持分プーリング法」は魅力的な手法となる。企業結合会計の役割は、買収コストを正確に把握し、買い手企業の経営者とその買収コストの回収に関して情報を提供することにある¹⁴⁾。

4. フレッシュ・スタート法の適用可能性

わが国において、企業結合の会計処理法として「フレッシュ・スタート法」は、現時点においては採用されていない。「フレッシュ・スタート法」とは、すべての結合当事企業の資産および負債を企業結合時の時価に評価替えする方法であり、適用するためには新設合併のようにすべての結合当事企業がいったん解散し、すべての株主持分が清算された上で、新たに設立された企業へ拠出するという経済的事実が必要である。これは、結合前のいずれの企

業も存続することなく、結合から新たな企業体が生じ、結合当事会社の資産・負債に対するすべての支配が変化すると仮定されるからである¹⁵⁾。

「フレッシュ・スタート法」は、新しい会社の出発にあたり、資産・負債はすべて公正価値で評価され、のれんの会計処理法には、のれんの計上を認める「相互パーチェス法」(mutual purchase) とのれんの計上を認めない「公正価値プーリング法」があり、二つの会計処理法に分類される。のれんの計上を認めない「公正価値プーリング法」を適用した場合には、結合当事会社の利益剰余金および結合日前の留保利益は引継がれる、「相互パーチェス法」を適用した場合には、結合当事会社の利益剰余金および結合日前の留保利益は引継がれない¹⁶⁾。

わが国においては、諸外国における企業結合の会計処理をめぐる議論において選択肢の一つとして言及されているが、適用することが適切と考えられる事象やその根拠等が必ずしも明確でないため、「フレッシュ・スタート法」の採用に合理性を認めていない（企業結合基準意見書、三・1）。

わが国において、「フレッシュ・スタート法」が採用されていない理由としては、企業結合の中には「パーチェス法」よりも「フレッシュ・スタート法」を適用した方がよい場合があるが、「フレッシュ・スタート法」の利点（表現の忠実性が向上されること）と欠点（適用に当たり追加的なコストが発生すること）を比較した結果、欠点を重視した結果である¹⁷⁾。

また、「フレッシュ・スタート法」は、継続企業の清算を擬制しているとの指摘・批判がある。しかし、企業結合当事者双方の企業結合時における公正価値による再評価は、再生産価値（再調達原価）による新出発・企業維持を目標・前提にしており、継続企業の清算を擬制するものではない¹⁸⁾。

（説例 3）

A社は、D社を吸収合併し、D社の株主に対し1：1の比率でA社は株式を1,000株交付した。この合併には「フレッシュ・スタート法」を適用する。(1)「公正価値プーリング法」

(2)「相互パーチェス法」

1. A社株式の時価（公正価値）は、1株20千円である。
2. D社株主に交付したA社株式は、時価「900千円」である。
3. 増加資本のうち50%を「資本金」とし、残りを「資本剰余金」とした。

両者の財務内容は、以下のとおりである。

A社：諸資産の公正価値3,200千円 諸負債の公正価値1,800千円

資本剰余金の公正価値200千円

D社：諸資産の公正価値2,150千円 諸負債の公正価値1,300千円

資本剰余金の公正価値250千円

A社B/S (企業結合前)		単位：千円	
諸資産	3,000	諸負債	1,700
		資本金	1,000
		資本剰余金	100
		利益剰余金	200

D社B/S (企業結合前)		単位：千円	
諸資産	2,000	諸負債	1,200
		資本金	500
		資本剰余金	200
		利益剰余金	100

説例3の合併を「フレッシュ・スタート法：公正価値プーリング法」によって処理すると、企業結合仕訳は次のようになり、企業結合後の貸借対照表は下記に示すとおりになる。

A社再評価仕訳

(借) 諸資産	200	(貸) 諸負債	100
		資本剰余金	100
(借) 諸資産	2,150	(貸) 諸負債	1,300
		資本金	500
		資本剰余金	250
		利益剰余金	100

A社B/S (企業結合後)		単位：千円	
諸資産	5,350	諸負債	3,100
		資本金	1,500
		資本剰余金	450
		利益剰余金	300

「フレッシュ・スタート法：公正価値プーリング法」は、すべての結合当事企業の資産および負債を企業結合時の時価に評価替えする方法であり、A社およびD社の資産および負債は時価に評価替えが行われる。「持分プーリング法」の会計処理法と同様に、のれんは計

上されないが、「帳簿価額」による引継ぎと「時価」による引継ぎに相違点がある。また、「公正価値プーリング法」は、結合当事会社の利益剰余金および結合日前の留保利益はそのまま引継がれる。

(説例 3) を「フレッシュ・スタート法：相互パーチェス法」によって処理すると、企業結合仕訳は次のようになり、企業結合後の貸借対照表は下記に示すとおりになる。

A 社再評価仕訳

(借) 諸 資 産	200	(貸) 諸 負 債	100
		資本剰余金	100
(借) 諸 資 産	2,150	(貸) 諸 負 債	1,300
の れ ん	50	資 本 金	450
		資本剰余金	450

A 社 B / S (企業結合後)

単位：千円

諸 資 産	5,350	諸 負 債	3,100
の れ ん	50	資 本 金	1,450
		資本剰余金	650
		利益剰余金	200

「フレッシュ・スタート法：相互パーチェス法」は、「公正価値プーリング法」と同様に、すべての結合当事企業の資産および負債を企業結合時の時価に評価替えする方法であり、A 社および D 社の資産および負債は時価に評価替えが行われる。しかし、のれんを計上する点が相違し、のれんの会計処理では「パーチェス法」における被取得企業の時価評価に再評価する点と共通する。しかし、取得企業の資産および負債を再評価する点において相違する。また、「相互パーチェス法」は、「公正価値プーリング法」が結合当事会社の利益剰余金および結合日前の留保利益はそのまま引継ぐのに対して、「相互パーチェス法」は、結合当事会社の利益剰余金および結合日前の留保利益を引継がない点で相違する。

5. おわりに

わが国の企業結合の会計基準では、「取得」と「持分の結合」の区別を、持分の継続・非継続という概念により説明し、両者は異なる経済的実態を有するものであり、それぞれを映し出すのに適した会計処理を使い分けることが必要であるとして、「取得」に該当した場合には「パーチェス法」を適用し、「持分の結合」に該当した場合には「持分プーリング法」を適用するとしている。

これら2つの会計処理は、いずれもIASBやFASBの会計基準の差異として取り上げられていながらも、わが国独自の主張を通してきたものである。

IFRS3では、複数の会計処理の容認が財務諸表の期間比較可能性を阻害し、財務諸表利用者に提供される企業情報の有用性を損ねるものと考えられるため、「持分プーリング法」を棄却し、企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化している¹⁹⁾。

わが国では、ASBJが2005年以降、国際基準（IASB・FASB）との共通化に向けて作業を進めてきたが、明確に期限を区切ってはいなかった。2007年8月に、わが国の会計基準を世界的水準に整備するために、「わが国の会計基準と世界100カ国以上で利用されている国際会計基準が2011年までにほぼ完全に共通化する。」ことを、ASBJがIASBと大筋合意した。企業結合会計の会計処理法において、「持分プーリング法」を廃止し、「パーチェス法」への一本化が示されている。

「IFRS3改訂草案」では、結合当事企業双方の資産・負債をともに公正価値で評価・結合する「フレッシュ・スタート法」の適用可能性・導入が検討されている。「フレッシュ・スタート法」は結合当事企業が従来認識していた資産・負債だけでなく、すべての結合当事企業の資産および負債を企業結合時の時価に評価替えするため、その結果得られる情報は、確かに完全であり、忠実に表現されたものとなる。将来の基準化へ向けて、国際的調整に基づく国際的収斂を実現するために、理論的妥当性と実務的適用性を前提として、すべての企業結合を会計処理する方法を考えた場合、いかなる場合に「パーチェス法」ではなく「フレッシュ・スタート法」を適用すべきかなど、解決すべき問題が非常に多く存在する。今後、わが国においては、「パーチェス法」を原則として適用し、対等合併等のように真の取得企業が判明できない場合に「フレッシュ・スタート法」の適用を例外的に認める会計処理法が検討されると考えられる。

注

- 1) 東 直人「読売新聞」2003年、11月。
- 2) 萩原正佳「企業結合・連結会計—日本基準と国際会計基準の差異」『企業会計』2007年、Vol.59、No.1、94頁。
同等性評価とは、第三国の会計基準に準拠した財務諸表に基づいた場合でも、投資家がIAS・IFRSに準拠して作成された財務諸表に基づいて判断した場合と類似する投資判断を行うことができる可能性をいう。会計基準が同一であることを意味しない。
- 3) 松岡寿史「企業結合会計基準」中央経済社、2004年、1月、2頁。
- 4) Financial Accounting Standards Board、Statement of Financial Accounting Standards No.141「Business Combinations」、2001、para.15.
- 5) International Accounting Standards Committee、Exposure Draft 22 Accounting for Business Combinations、1981、paras.31 and 43.

新規事業体法とは、結合当事双方の資産・負債の帳簿価額を時価（公正価値）に再評価し、「のれん」を計上しない「フレッシュ・スタート法：公正価値プーリング法」を示している。

- 6) International Accounting Standards Committee、International Accounting Standard 22 Accounting for Business Combinations、(以下「IAS22」(1983)と略す)、1983、paras.36-38.
- 7) International Accounting Standards Committee、International Accounting Standard 22 (revised 1993) Business Combinations—(以下「IAS22 (1993改訂)」と略す)、1993、para. 14-18 and 61.
- 8) International Accounting Standards Board、International Financial Reporting Standard 3 Business Combinations—(以下「IFRS3」と略す) 2004、para.14.
- 9) 菊谷正人「企業結合会計の新展開—公正価値パーチェス法の理論的妥当性と実践的適用可能性」『税経通信』第61巻第13号、2006年、25-26頁。
- 10) 渡辺章博「M & A のガバナンスと企業結合会計」『企業会計』2005年、Vol.57、No.6、25頁。
- 11) 菊谷正人「企業結合会計の課題」『JICPA ジャーナル』2003年、No.572、69頁。
- 12) 菊谷正人「企業結合に係る会計基準」の問題点—企業結合会計基準の国際比較—『九州国際大学経営経済論集』2004年、第10巻、第3号。
- 13) 岩崎 勇「企業結合会計」2004年、4月、84頁。
- 14) 渡辺章博「M & A のガバナンスと企業結合会計」前掲稿、24頁。
- 15) 黒川行治「企業再編と企業結合・分割会計の検討」『企業会計』2000年、Vol.52、No.9、19頁。
- 16) G4+1、Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations、1998、para.21.
- 17) 企業会計審議会、第2回第一部会議事録、2000年、12月。
- 18) 菊谷正人「企業結合会計の課題」前掲稿、70頁。
- 19) International Accounting Standards Board、Exposure Draft 3 Business Combinations (ED3と略す)、2002、paras.I1and I4.
IFRS3、paras.IN2 and IN5.